

日本債券ベア

投資信託説明書
(目論見書)

2006.06

T & Dアセットマネジメント株式会社

- 1．本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 2．この冊子の前半部分は「日本債券ペア」の投資信託説明書（交付目論見書）であり、後半部分は「日本債券ペア」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

日本債券ベア

投資信託説明書
(交付目論見書)

2006.06

T & Dアセットマネジメント株式会社

1. 本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際に予めまたは同時に交付を行う目論見書です。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「日本債券ベア」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成18年6月16日にその効力が生じております。
3. 「日本債券ベア」の受益証券の募集にあたり、委託者は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家がファンドを取得する時までに投資家からご請求があった場合に交付を行う投資信託説明書（請求目論見書）を作成しています。投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家からご請求された場合に交付されます。また、投資家が投資信託説明書（請求目論見書）の交付をご請求された場合には、請求されたことを記録しておいてくださいますようお願い申し上げます。なお、投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目等については、投資信託説明書（交付目論見書）本文の「その他3. ファンドの詳細情報の項目」をご参照ください。

発行者名： ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名： 代表取締役社長 桂 幹洋

本店の所在の場所： 東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称： 日本債券ベア

募集内国投資信託受益証券の金額： 継続募集額
500億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所： 該当事項はありません。

投資リスク

「日本債券ベア」は、公社債および国債証券先物取引を投資対象としており、組み入れた公社債の値動き、公社債の発行者の信用状況の変化等、さらに国債証券先物取引を積極的に活用することにより基準価額が大きく上下します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

当ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後の当ファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、当ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、T&Dアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

当ファンドの受益権は、本交付目論見書の「 . ファンドの概要」中の「1 . 基本情報 (6) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「 . 申込手続等の概要」中の「4 . 管理及び運営の概要 (7) 投資信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

ファンドの概要

本概要は有価証券届出書の第一部証券情報、第二部ファンド情報等を要約したものです。詳細は投資信託説明書（交付目論見書）本文の該当箇所をご参照ください。

商品分類	追加型株式投資信託 / 派生商品型
ファンドの目的	わが国の長期債市場全体の値動きの5倍程度反対の投資成果を目標として運用を行います。
主な投資制限	株式への投資は、純資産総額の30%以下とします。
投資リスク	公社債および国債証券先物取引を投資対象としており、組み入れた公社債の値動き、公社債の発行者の信用状況の変化等、さらに国債証券先物取引を積極的に活用することにより基準価額が大きく上下します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
信託期間	平成28年3月15日まで
決算日	毎年3月15日（ただし休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。
お申込期間	平成18年6月16日から平成19年6月15日まで。 （なお、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）
お買付単位	お申込になる販売会社（申込取扱場所）により、お申込単位は異なります。投資信託説明書（交付目論見書）本文または販売会社（申込取扱場所）でご確認下さい。
お買付価額	販売会社がそれぞれ別に定める締切時間以前に受付けた場合 ……お申込日の基準価額 販売会社がそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受付けた場合 ……お申込日の翌営業日の基準価額
お申込手数料	お申込になる販売会社（申込取扱場所）により、手数料は異なります。投資信託説明書（交付目論見書）本文または販売会社（申込取扱場所）でご確認下さい。
ご換金手続	解約請求および買取請求により、原則として100万口単位もしくは1万口単位（自動継続投資コースの場合は1口単位）で毎営業日お申込できます。
ご換金価額	販売会社がそれぞれ別に定める締切時間以前に受付けた場合 ……解約請求日の基準価額 販売会社がそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受付けた場合 ……解約請求日の翌営業日の基準価額 なお、1口当たりのお手取り額は、解約価額から源泉徴収税額を差し引いた金額です。
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.5565%（税抜0.53%）

投資信託説明書（交付目論見書）本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクをご理解のうえお申込くださいますよう、お願い申し上げます。

お申込の手引き

お買付に関しては

お申込時期	原則として、毎営業日お申込できます。 なお、お申込の受付時間は販売会社がそれぞれ別に定める時間までとさせていただきます。受付時間を過ぎてのお申込は、翌営業日の受付となります。
お買付単位	お買付単位および取扱いコースは販売会社により異なります。 一般コース 100万口単位もしくは100万口以上1万口単位または1万口単位 自動継続投資コース 10万円以上1円単位 (収益分配金再投資の場合は1円以上1円単位となります。) 詳細は、販売会社ないしは委託者(次頁の照会先)までお問い合わせください。
お買付価額	販売会社がそれぞれ別に定める締切時間以前に受付けた場合お申込日の基準価額 販売会社がそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受付けた場合お申込日の翌営業日の基準価額
お申込手数料	販売会社が個別に定めます。 (有価証券届出書提出日現在の上限は、お申込価額の1.05%(税抜1.00%)です。)

ご換金に関しては

ご換金時期	原則として毎営業日、解約請求によりご換金いただけます。買取請求の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。 解約請求の受付時間は販売会社がそれぞれ別に定める時間までとさせていただきます。受付時間を過ぎてのお申込は、翌営業日の受付となります。
ご換金単位	解約請求・買取請求ともに100万口単位もしくは1万口単位です。 (自動継続投資コースをお申込のお客さまは1口単位となります。) 詳細は、販売会社ないしは委託者(次頁の照会先)までお問い合わせください。
ご換金価額	解約請求日の基準価額です。 なお、解約価額が個別元本を上回った場合、1口当たりのお手取額は解約価額から源泉徴収税額を差し引いた額となります。
お支払開始	解約代金のお支払は、原則として解約請求日から起算して4営業日目以降となります。

分配金に関しては

分配時期	毎決算時（原則として3月15日）に収益の分配を行います。 ただし、3月15日が休業日の場合は翌営業日を決算日とします。 収益の分配は、約款に定める「収益分配方針」に基づいて行います。
お手取り額	分配金から税金を差し引いた額です。 （「自動継続投資コース」では、自動的に再投資されます。） 収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いの「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。「普通分配金」に対して源泉徴収税が課せられます。

償還に関しては

信託期間	信託期間は平成28年3月15日までです。 ただし、受益権総口数が5億口を下回る等、約款における信託の終了に関する定めに該当する場合には、信託期間を繰り上げて終了（償還）させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基準価額に関しては

基準価額	取扱販売会社またはT&Dアセットマネジメントにお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。 また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
------	----------------------------------------------------------------------------------------

販売会社については

《照会先》

T & Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（証券取引所の半日立会日は午前9時～正午））

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

費用と税金

直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金		
お 申 込 時	申 込 手 数 料	お申込価額（注1）に対して 上限1.05%（税抜1.00%）		
ご 換 金 時 （ 解 約 請 求 ）	源 泉 徴 収 税	解約価額の 個別元本超過額 （注2）に対して	[平成20年3月31日まで] 10% （所得税7%、地方税3%）	[平成20年4月1日から] 20% （所得税15%、地方税5%）
		普通分配金に 対して	源泉徴収・申告不要制度	源泉徴収・申告不要制度
収 益 分 配 時	源 泉 徴 収 税			
償 還 時	源 泉 徴 収 税	償還価額の 個別元本超過額 （注2）に対して	（注3）	（注3）

（注1）お申込価額とは「発行価格（1口当たり）×お申込口数」をいいます。

（注2）個別元本とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。

（注3）個人の受益者に対する税金を記載しております。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

投資信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金		
毎 日	信 託 報 酬	総 額	純資産総額に対し	0.55650% （税抜0.530%）
		（ 内 訳 ）	委 託 会 社	0.27825% （税抜0.265%）
			販 売 会 社	0.23625% （税抜0.225%）
			受 託 銀 行	0.04200% （税抜0.040%）

当ファンドの財務諸表の監査に要する費用（税込）を投資信託財産でご負担いただきます。

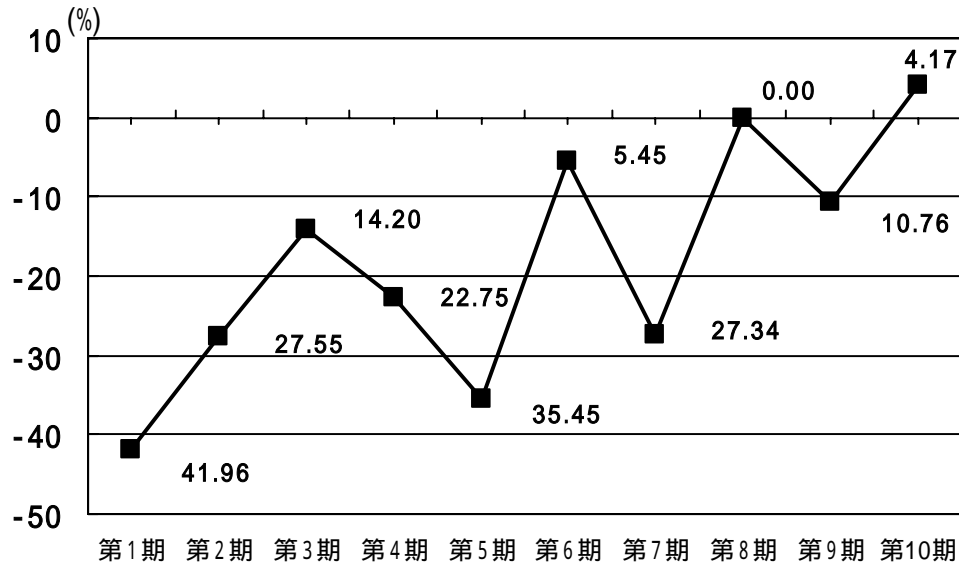
その他証券取引に伴う手数料等を、投資信託財産でご負担いただきます。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

運用実績

当ファンドの各計算期間毎の収益率の推移

- 対象期間（各計算期間） -
 第1期計算期間（平成8年5月16日：設定日）
 ~ 第10期計算期間末（平成18年3月15日）まで



注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当り）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

$$\text{収益率} = \frac{\text{計算期間末基準価額（分配付の額）} - \text{前期末基準価額（分配落の額）}}{\text{前期末基準価額（分配落の額）}} \times 100$$

投資信託説明書（交付目論見書） 目次

	頁
． ファンドの概要	1
1. 基本情報	1
(1) ファンドの名称	1
(2) 内国投資信託受益証券の形態等	1
(3) 発行価額の総額	1
(4) 発行価格	1
(5) 信託金の限度額	1
(6) 振替機関に関する事項	2
(7) その他	2
2. ファンドの仕組み	3
． 運用の内容	5
1. ファンドの特色等	5
(1) ファンドの目的及び基本的性格	5
(2) ファンドの特色	5
2. 投資方針	6
(1) 投資方針	6
(2) 主な投資対象	6
(3) 主な投資制限	6
(4) 分配方針	7
3. 運用体制	8
4. 投資リスク及びリスク管理体制	9
(1) 当ファンドのもつリスクの特性	9
(2) 投資リスクに対する管理体制	9
． 申込手続等の概要	11
1. お買付時	11
(1) 申込期間	11
(2) 申込取扱場所及び払込取扱場所	11
(3) お申込の方法	11
(4) 申込手数料	12
(5) 申込単位	12
(6) 払込期日	12
2. ご換金時	13
(1) 換金手続等	13
(2) 換金手数料	14
3. その他の手数料及び税金	14
(1) 信託報酬等	14
(2) その他の手数料等	14
(3) 課税上の取扱い	14

4. 管 理 及 び 運 営 の 概 要	16
(1) 資 産 の 評 価	16
(2) 保 管	16
(3) 信 託 期 間	16
(4) 計 算 期 間	16
(5) 運 用 報 告 書	16
(6) 信 託 の 終 了	17
(7) 投 資 信 託 約 款 の 変 更	17
. ファ ン ド の 運 用 状 況 等	19
1. 運 用 状 況	19
(1) 投 資 状 況	19
(2) 投 資 資 産	19
(3) 運 用 実 績	21
2. 財 務 ハ イ ラ イ ト 情 報	23
(1) 貸 借 対 照 表	23
(2) 損 益 及 び 剰 余 金 計 算 書	24
(3) 重 要 な 会 計 方 針	25
. そ の 他	26
1. 委 託 会 社 の 概 況	26
2. 内 国 投 資 信 託 受 益 証 券 事 務 の 概 要	26
3. ファ ン ド の 詳 細 情 報 の 項 目	28

約款
用語集

．ファンドの概要

1．基本情報

(1) ファンドの名称

日本債券ベア

(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益証券(以下「受益証券」といいます。)です。

原則として収益分配金交付票付の無記名式受益証券です。ただし、受益者の希望により、無記名式から記名式、または記名式から無記名式への変更をすることができます。

当ファンドは、格付を取得していません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(6)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行価額の総額

500億円を上限とします。

(4) 発行価格

発行価格はお申込受付時間により異なります。

委託者(以下「委託会社」ということがあります。)の指定する証券会社および登録金融機関(以下、委託者も含め「販売会社」ということがあります。)が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間以前に受付けた場合は、取得申込日の基準価額()が発行価格となります。

販売会社が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受付けた場合は、取得申込日の翌営業日の基準価額が発行価格となります。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます(ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されます。)

基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時(証券取引所の半日立会日は午前9時~正午))

インターネットホームページ

<http://www.tdasset.co.jp/>

(5) 信託金の限度額

信託金の限度額は500億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(6) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(7) その他

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(6)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(6)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

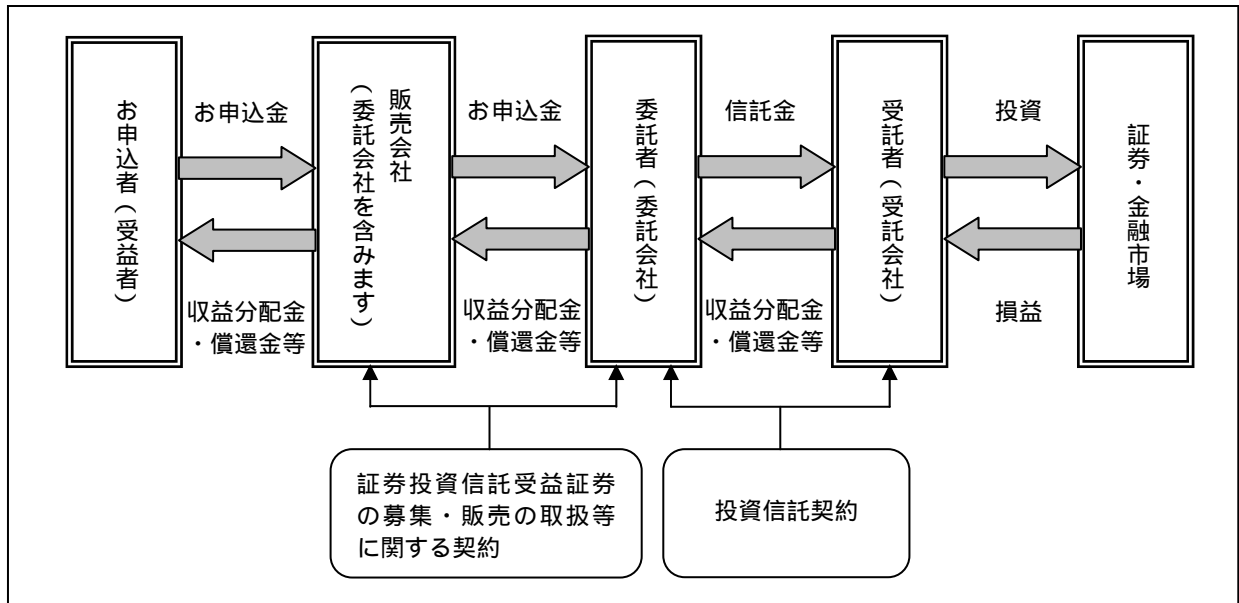
- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託者は、「 . 申込手続等の概要 4 . 管理及び運営の概要 (7) 投資信託約款の変更」の手続きにより投資信託約款の変更を行う予定であり、この投資信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

2. ファンドの仕組み

ファンド運営の仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割
(委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

a. 委託者 (委託会社)

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社*

*株主総会の承認を前提に、平成18年8月28日付で委託会社はT&Dアセットマネジメント株式会社に商号を変更する予定です。

委託者は、投資信託約款 (投資信託契約) の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託約款の届出
- (2) 投資信託財産の運用指図
- (3) 投資信託財産の計算 (毎日の基準価額の計算)
- (4) 受益証券の発行
- (5) 目論見書および運用報告書の作成等

委託者は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

b. 受託者 (以下「受託会社」ということがあります。)

三菱UFJ信託銀行株式会社

受託者は、投資信託約款 (投資信託契約) の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託者の指図に基づく投資信託財産の処分
- (3) 受益証券の認証等

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

当ファンドの受託者として投資信託財産の保管・管理業務等を行います。

受託者は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

c. 販売会社

販売会社は、委託者との間に締結した「証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱いに関する契約」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益証券の募集・販売の取扱い

- (2) 受益証券の一部解約請求の取扱い
- (3) 一部解約金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 受益証券の保護預り
- (5) 目論見書、運用報告書の交付等

販売会社は、これらの業務に対する報酬として、委託者が受け取る信託報酬の一部を受け取ります。

．運用の内容

1．ファンドの特色等

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・派生商品型に属し、有価証券を組入れつつ、債券先物取引を積極的に活用し、わが国の長期債市場全体の値動きの5倍程度反対の投資成果を目標として運用を行います。

*「派生商品型」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「派生商品を積極的に活用するファンドでヘッジ目的以外に用いるもの」として分類されるファンドです。

(2) ファンドの特色

- a．主としてわが国の短期公社債に投資するとともに、わが国の国債証券先物取引（長期国債標準物）の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の5倍程度になるように調整を行います。

通常、公社債の価格は金利が低下した場合上昇し、金利が上昇した場合下落しますが、逆に、当ファンドの基準価額は長期債金利が上昇すると上昇し、長期債金利が低下すると下落します。

() 国債先物取引は、長期国債標準物を対象とした先物取引で、東京証券取引所で取引されます。長期国債標準物は額面100円、利率年6%、残存期限10年の架空の債券であり、長期国債市場全体の動きを反映する先物取引と言えます。

- b．日々の基準価額変動について

次のような要因により運用目標としている投資成果を得られない場合があります。

- ・長期債市場全体の動きと長期国債先物取引の値動きが一致しない場合
- ・追加設定・解約による運用資産の変動
- ・追加設定・解約に対応した長期国債先物取引の約定価格と終値の差
- ・信託報酬、売買委託手数料、有価証券取引税等の負担
- ・先物市場の流動性が低下した場合の売買対応の影響

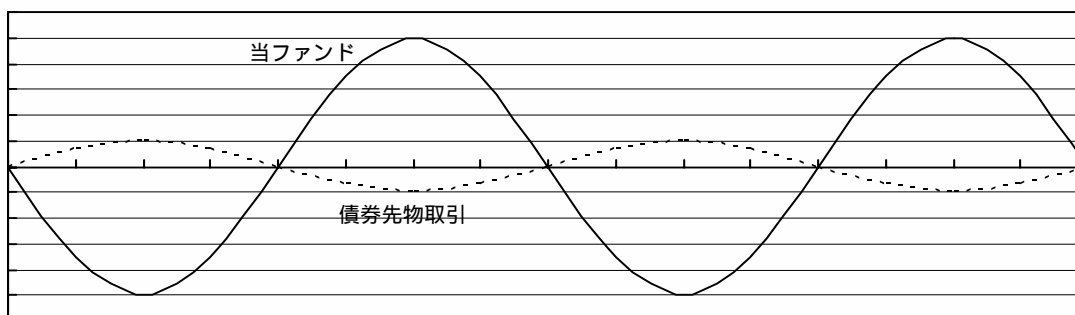
- c．保有期間中の投資成果について

当ファンドは日々の基準価額の変動が、長期債市場全体の5倍程度反対となることを目指すものであり、ご投資家ごとの保有期間中の投資成果が5倍程度反対になるとは限りません。

仮に基準価額が日々正確に5倍反対の動きをした場合でも、2日以上離れた日の比較においては、5倍反対の投資成果とはなりません。

債券先物取引の値動きが上昇下落を繰り返す場合と、一方向に動く場合とでは、債券先物取引の価格が最終的に同じであったとしても、投資成果は異なります。

<日本債券ペア>の基準価額変動のイメージ



(注) 上記の図はあくまでイメージであり、実際の基準価額の動きとは異なります。

(注) 追加設定、解約はお申込受付日の翌営業日に行いますが、設定金額と解約金額の差額分に対しては、原則として当日中に国債証券先物取引を行うものとします。従って、追加設定が多い場合には5倍を上回り、解約が多い場合には5倍を下回ることとなります。

2. 投資方針

(1) 投資方針

基本方針

当ファンドは、有価証券を組入れつつ、債券先物取引を積極的に活用し、わが国の長期債市場全体の値動きの5倍程度反対の投資成果を目標として運用を行います。

投資態度

主としてわが国の短期公社債に投資するとともに、わが国の国債証券先物取引（長期国債標準物）の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の5倍程度になるように調整を行います。

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限りません。

(2) 主な投資対象

わが国の短期公社債を主要投資対象とします。

有価証券先物取引等を行うことができます。

詳しくは当ファンドの投資信託約款第19条を参照して下さい。

(3) 主な投資制限

当ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- a. 公社債および先物取引等への投資制限（運用の基本方針2.運用方針(2)投資態度）
- b. 株式への投資制限（運用の基本方針2.運用方針(2)投資態度）
- c. 株式運用の投資指図（約款第19条第4項）
- d. 投資する株式等の範囲（約款第21条）
- e. 同一銘柄の株式等への投資制限（託約款第22条）
- f. 先物取引等の運用指図（約款第23条）
- g. 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第25条）

詳しくは当ファンドの投資信託約款を参照して下さい。

「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）および関係法令に基づく投資制限

- a. 委託会社は、一の投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイおよびロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびにハおよびニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等（投信法施行規則第27条第4項において定義されている「有価証券先物取引等」を意味します。）を行うことまたは継続することを受託

会社に指図してはなりません。

- イ．当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
 - ロ．当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
 - ハ．当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権証券に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
 - ニ．当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- b．委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（４）分配方針

毎決算時（毎年3月15日。ただし、決算日が休業日のときは翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額から諸経費を控除した額とします。

分配金額は、委託者が基準価額の水準・市況動向・残存信託期間等を勘案して決定します。

収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については運用の基本方針にしたがって運用を行います。

利子、配当収入とは、配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

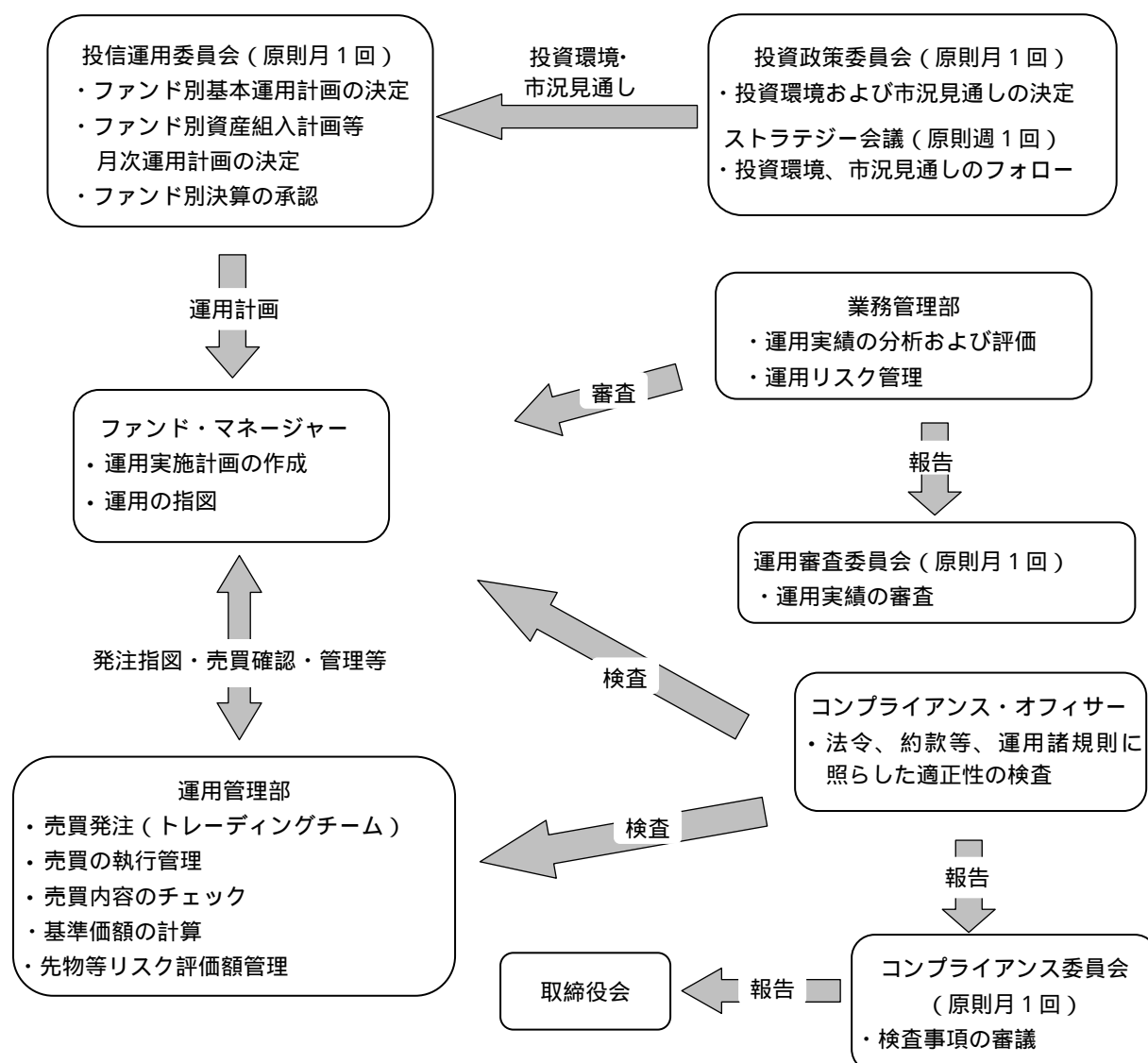
売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

- （注）当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3. 運用体制

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、投信運用委員会（チーフ・インベストメント・オフィサー（運用部門長）を委員長とし、コンプライアンス・オフィサー、運用企画部長、運用管理部長、業務管理部長、投信運用担当部長および委員長が指名する者を委員として、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催）での審議・決定および投信運用担当部長の承認を経て実施されます。また、担当ファンド・マネージャーは、追加設定・解約や債券先物価格の変動に伴う運用資産の増減に対応して、日々の債券先物の組入比率がマイナス500%程度になるよう調整売買を行います。

ファンドの運用体制等は平成18年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4. 投資リスク及びリスク管理体制

(1) 当ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資し、さらに、国債証券先物取引を積極的に活用しますので基準価額は大きく変動します。したがって、当ファンドは投資元本（申込金額に所定の申込手数料（税込）を加えた額で、投資者が当ファンドの取得時に支払う受渡金額の総額をいいます。）が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。また、当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。当ファンドの運用資産（以下「投資信託財産」といいます。）に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次のとおりです。

価格変動リスク・金利変動リスク

当ファンドは、主としてわが国の公社債および金融商品に投資するとともに、国債証券先物取引を積極的に活用し、わが国の長期債市場全体の値動きのおよそ5倍程度反対の投資成果を目指して運用を行います。一般に、長期金利が低下すると国債証券先物の価格は上昇しますが、当ファンドは、長期債市場全体の値動きと反対の投資成果を目指し国債証券先物の売建を行っているため、長期金利が低下すると基準価額が値下がりします。また、当ファンドに組入れた公社債、株式（転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限ります。）等の有価証券や金融商品自体の価格も変動します。その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

信用リスク

一般に、有価証券の発行者、または金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値が無くなる場合があります。その結果、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

流動性リスク

解約による当ファンドの資金流出に対応し、解約資金を手当てするために、通常よりも著しく低い価格での保有証券の売却を余儀なくされる可能性があります。また、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

上記のほか、投資者が当ファンドの取得時に支払う所定の申込手数料、当ファンドの投資信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資者が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

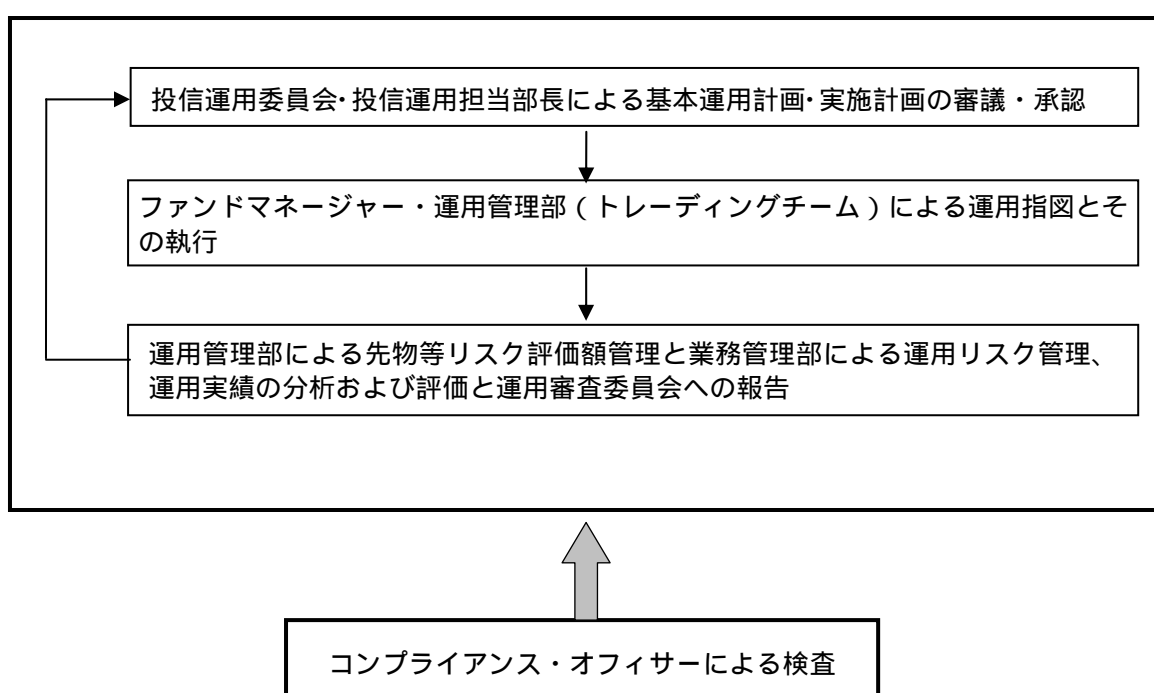
当社の投資リスクに対する管理体制は以下のとおりです。

前述の「3. 運用体制」を定めた社内規定において、市場関連リスク（金利変動リスク等）、信用リスク、流動性リスク等の投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても併せて定め、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、投信運

用委員会および投信運用担当部長による審議・承認を踏まえて、実際の運用指図を行い、運用管理部（トレーディングチーム）がその執行を行っています。

- ・運用管理部は、ファンドの基準価額の計算を行うとともに、先物・オプション取引等のリスク評価額の管理を行い、必要な部署等へ定期的な報告を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会で審議し、取締役会に報告を行っています。



投資リスクに対する管理体制は平成18年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

． 申込手続等の概要

1． お買付時

(1) 申込期間

平成18年6月16日(金曜日)から平成19年6月15日(金曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(2) 申込取扱場所及び払込取扱場所

申込取扱場所及び払込取扱場所(販売会社)につきましては、下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(証券取引所の半日立会日は午前9時～正午))

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(3) お申込の方法

当ファンドの受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ取得の申込を行うものとし、取得申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付ます。

申込にあたって、販売会社がそれぞれ定める締切時間までに受付けた場合の買付価額は申込当日の基準価額とし、当該締切時間を過ぎた場合の買付価額は翌営業日の基準価額となります。

また、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引後、無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社(申込取扱場所)によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約()」を締結していただきます。

()これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとし、

受益証券のお買付価額(発行価格)は、取得申込日の受付時間により次の(1)、(2)の取扱いとなります。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

(1)販売会社が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間以前に受付けた場合は、取得申込日の基準価額が発行価格となります。

(2)販売会社が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受付けた場合は、取得申込日の翌営業日の基準価額が発行価格となります。

当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のお買付の申込に制限を設ける場合があります。この場合の取扱い等につきましては、販売会社にご確認ください。

当ファンドが行う債券先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の(1)、(2)に該当する場合は、販売会社は、取得申込の受け付けを中止することができます。

(1)当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会(半休日については、午前立会とします。以下本項において同じ。)が行われなるときもしくは停止されたとき。

(2)当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよびすでに受付た取得の申込の受付を取消することがあります。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託者の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（４）申込手数料

申込手数料（１口当たり）は、申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。以下同じ。）もしくは申込口数に応じ、販売会社が個別に定める率（有価証券届出書提出日現在の上限は１．０５％（税抜１．００％）です。）を、取得申込日の基準価額に乘じて得た額とします。なお、後述の「（５）申込単位」において、自動継続投資コースを選択された際における収益分配金を再投資する場合の手料は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社ないしは前述の「（２）申込取扱場所及び払込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

（５）申込単位

収益分配金の受取方法により、申込には、収益の分配時に収益分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と、収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。）があります。申込単位および取扱いコースは申込取扱場所（販売会社）により異なりますので、販売会社ないしは前述の「（２）申込取扱場所及び払込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

一般コース

１００万口単位もしくは１００万口以上１万口単位または１万口単位。

自動継続投資コース（有価証券届出書提出日現在、当該コースの申込単位は下記のとおりです。）

１０万円以上１円単位

ただし、収益分配金再投資の場合は１円以上１円単位となります。

（６）払込期日

当ファンドの受益証券の取得申込者は申込代金（申込金額に申込手数料（税込）を加算した額をいいます。以下同じ。）を販売会社に支払うものとし、払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社までお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託者の口座を経由して、受託者の指定する当ファンド口座に振り込まれます。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

2. ご換金時

(1) 換金手続等

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に100万口単位もしくは1万口単位〔委託者の自らの募集にかかる受益証券（受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付た受益証券を除きます。）ならびに別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍〕をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、販売会社がそれぞれ別に定める締切時間までの受付けと当該締切時間を過ぎた場合の受付により後述のようになります。また、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

委託者は、一部解約の実行の請求を受付た場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、次に定める日（以下「解約請求受付日」といいます。）の基準価額とします。なお、販売会社により、締切時間が異なる場合があります。

1)販売会社が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間以前に受付けた場合

... 当該請求日

2)販売会社が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受付けた場合

... 当該請求日の翌営業日

一部解約の1口当たりの受取金額は、解約価額から源泉徴収税額を差し引いた金額となります。

当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。この場合の取扱い等につきましては、販売会社にご確認ください。

当ファンドが行う債券先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の(1)、(2)に該当する場合は、販売会社は、解約請求の受付けを中止することができます。

1)当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（半休日については、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行われなるときもしくは停止されたとき。

2)当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付た請求の受付を取消すことがあります。

解約代金のお支払は、原則として解約請求日から起算して4営業日目以降となります。

解約価額（基準価額）につきましては、委託者または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託

契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(2) 換金手数料

換金手数料はありません。

3. その他の手数料等及び税金

(1) 信託報酬等

委託者および受託者の信託報酬の総額は、約款第35条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に0.5565%（税抜0.530%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については純資産総額に応じて以下の通りとします。

委託者	0.27825%（税抜0.265%）
受託者	0.04200%（税抜0.040%）
販売会社	0.23625%（税抜0.225%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

(2) その他の手数料等

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（税込）は、約款第35条に規定する計算期間を通じて毎日287円（税抜274円）とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）は、投資信託財産が負担します。この他先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(3) 課税上の取扱い

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告の必要はありませんので、10%の源泉分離課税と実質的に同じこととなります。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式等の売却益との通算（3年間の繰越控除対象）が可能となります。なお、上記の10%（所得税7%および地

方税3%)の税率は、平成20年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

買取請求時の1口当たりの手取額は、買取約定成立の日の基準価額から、販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額(個別元本超過額の7%、平成20年4月1日から15%となる予定です。なお、一定の条件を満たせば免除される場合があります。)を差し引いた金額となります。買取差益は、譲渡所得として10%(所得税7%および地方税3%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。買取差損益については、確定申告により、株式等の譲渡による所得との通算(3年間の繰越控除対象)が可能となります。なお、上記の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成20年1月1日から20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、所得税7%の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。

なお、上記の所得税7%の税率は、平成20年4月1日から所得税15%となる予定です。

買取請求時の1口当たりの手取額は、買取約定成立の日の基準価額から、販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額(個別元本超過額の7%、平成20年4月1日から15%となる予定です。なお、一定の条件を満たせば免除される場合があります。)を差し引いた金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益者毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動継続投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)」の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、税法が改正された場合には、前述の内容が変更になることがあります。

4. 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

純資産総額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

・わが国の短期公社債

原則として証券取引所における計算日の最終相場で評価します。証券取引所に上場されていないものについては価額情報会社の提供する価額等で評価しております。

・有価証券先物取引等の権利

原則として当該取引所の発表する計算日の清算値段（清算価格）又は証拠金算定基準値段で評価しております。

基準価額は委託者の営業日において日々算出され、委託者または販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額（1万口当たり）は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に（[T & Dアセット]の「債券ペア」の略号にて）掲載されます。委託者へのお問い合わせにつきましては、下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（証券取引所の半日立会日は午前9時～正午））

インターネットホームページ

<http://www.tdasset.co.jp/>

(2) 保管

取得申込者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を保護預りとすることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。なお、「自動継続投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は平成28年3月15日までですが、後述の「(6) 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は原則として毎年3月16日から翌年3月15日までとします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 運用報告書

計算期間終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

(6) 信託の終了

ファンドの繰上償還

- a. 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、投資信託を終了させることができます。
- b. 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託者は、a、bの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告(日本経済新聞に掲載します。以下同じ。)し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. cの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. dの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a、bの投資信託契約の解約をしません。
- f. 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. dからfまでの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、dの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、次のいずれかの場合には投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- a. 監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたとき。
- b. 委託者が、監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁が委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じ、その投資信託約款の変更が有効に成立した場合を除きます。)
- c. 受託者が辞任する場合で、委託者が新受託者を選任できないとき。

(7) 投資信託約款の変更

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由

を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前述の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

．ファンドの運用状況等

1．運用状況

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成18年4月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	日本	4,000	65.49
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	2,108	34.51
合計(純資産総額)	-	6,108	100.00

(注) 1 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

2 債券先物取引を売建てあり、その時価は、30,498百万円となっております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成18年4月28日現在)

	国名	種類	銘柄名	券面総額(円)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)	ク ー ポ ン (%)	償還日
1	日本	国債証券	375 政府短期証券	2,500,000,000	100.00 2,499,937,000	99.99 2,499,937,000	40.93	0.02	H18.5.22
2	日本	国債証券	382 政府短期証券	1,500,000,000	100.00 1,499,925,000	99.99 1,499,925,000	24.56	0.05	H18.7.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

(平成18年4月28日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	65.49
合計	65.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

なお、同ファンドは、平成18年4月28日現在、下記の先物取引を行っております（オフバランス）。
債券関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	う ち 1 年 超	時 価	評 価 損 益
市場取引	先物取引 売 建 債券先物取引	30,731,475,350	-	30,498,000,000	232,750,850
合 計		30,731,475,350	-	30,498,000,000	232,750,850

（注）時価の算定方法

債券先物取引の時価については、東京証券取引所における平成18年4月28日の清算値段又は証拠金算定基準値段で評価しております。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成18年4月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額(分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額(分配付) (単位:円)
第1期 計算期間末 (平成9年3月15日)	2,008	2,008	5,804	5,804
第2期 計算期間末 (平成10年3月15日)	1,542	1,542	4,205	4,205
第3期 計算期間末 (平成11年3月15日)	1,656	1,656	3,608	3,608
第4期 計算期間末 (平成12年3月15日)	596	596	2,787	2,787
第5期 計算期間末 (平成13年3月15日)	326	326	1,799	1,799
第6期 計算期間末 (平成14年3月15日)	821	821	1,701	1,701
第7期 計算期間末 (平成15年3月17日)	570	570	0.1236	0.1236
第8期 計算期間末 (平成16年3月15日)	1,807	1,807	0.1236	0.1236
第9期 計算期間末 (平成17年3月15日)	3,463	3,463	0.1103	0.1103
平成17年4月末日	3,450	-	0.1002	-
平成17年5月末日	3,449	-	0.0994	-
平成17年6月末日	3,525	-	0.0960	-
平成17年7月末日	3,754	-	0.1003	-
平成17年8月末日	3,852	-	0.1012	-
平成17年9月末日	4,181	-	0.1074	-
平成17年10月末日	4,411	-	0.1093	-
平成17年11月末日	4,311	-	0.1041	-
平成17年12月末日	4,518	-	0.1057	-
平成18年1月末日	4,686	-	0.1077	-
平成18年2月末日	4,958	-	0.1107	-
第10期 計算期間末 (平成18年3月15日)	5,204	5,204	0.1149	0.1149
平成18年3月末日	5,830	-	0.1162	-
平成18年4月末日	6,108	-	0.1198	-

(注) 平成14年7月15日付で、受益権1口を1万口に分割いたしました。

分配の推移

各計算期間の分配の推移は次のとおりです。

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間 (平成9年3月15日)	0.0000
第2期 計算期間 (平成10年3月15日)	0.0000
第3期 計算期間 (平成11年3月15日)	0.0000
第4期 計算期間 (平成12年3月15日)	0.0000
第5期 計算期間 (平成13年3月15日)	0.0000
第6期 計算期間 (平成14年3月15日)	0.0000
第7期 計算期間 (平成15年3月17日)	0.0000
第8期 計算期間 (平成16年3月15日)	0.0000
第9期 計算期間 (平成17年3月15日)	0.0000
第10期 計算期間 (平成18年3月15日)	0.0000

(注)平成14年7月15日付で、受益権1口を1万口に分割いたしました。

収益率の推移

各計算期間の収益率の推移は次のとおりです。

	収益率(%)
第1期 計算期間 (平成8年5月16日～平成9年3月15日)	41.96
第2期 計算期間 (平成9年3月16日～平成10年3月15日)	27.55
第3期 計算期間 (平成10年3月16日～平成11年3月15日)	14.20
第4期 計算期間 (平成11年3月16日～平成12年3月15日)	22.75
第5期 計算期間 (平成12年3月16日～平成13年3月15日)	35.45
第6期 計算期間 (平成13年3月16日～平成14年3月15日)	5.45
第7期 計算期間 (平成14年3月16日～平成15年3月17日)	27.34
第8期 計算期間 (平成15年3月18日～平成16年3月15日)	0.00
第9期 計算期間 (平成16年3月16日～平成17年3月15日)	10.76
第10期 計算期間 (平成17年3月16日～平成18年3月15日)	4.17

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1万口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

2. 財務ハイライト情報

以下の情報は、有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報、第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」（当該「財務諸表」については、新日本監査法人による監査を受けており、監査報告書は、有価証券届出書の「第三部ファンドの詳細情報、第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。）から抜粋して記載したものです。

日本債券ペア (1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第 9 期 (平成17年3月15日現在)	第 10 期 (平成18年3月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,614,933,123	2,109,845,227
国債証券		1,900,354,350	2,999,820,200
派生商品評価勘定		-	236,235,200
未収利息		116,365	-
差入委託証拠金		-	132,480,000
流動資産合計		3,515,403,838	5,478,380,627
資産合計		3,515,403,838	5,478,380,627
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		27,796,900	126,300
前受金		16,450,000	160,040,000
未払金		616,300	-
未払解約金		111,700	101,345,281
未払受託者報酬		554,152	939,543
未払委託者報酬		6,788,797	11,509,967
その他未払費用		51,947	51,947
流動負債合計		52,369,796	274,013,038
負債合計		52,369,796	274,013,038
純資産の部			
元本			
元本		31,400,453,318	45,277,139,485
剰余金			
期末欠損金		27,937,419,276	40,072,771,896
(分配準備積立金)		(576,324)	(896,523)
純資産合計		3,463,034,042	5,204,367,589
負債・純資産合計		3,515,403,838	5,478,380,627

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

科 目	期 別	第 9 期 (自平成 1 6 年 3 月 1 6 日 至平成 1 7 年 3 月 1 5 日)	第 1 0 期 (自平成 1 7 年 3 月 1 6 日 至平成 1 8 年 3 月 1 5 日)
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		648,879	453,609
有価証券売買等損益		458,977	359,786
派生商品取引等損益		206,173,950	313,607,600
営業収益合計		205,984,048	313,701,423
営業費用			
受託者報酬		967,943	1,696,362
委託者報酬		11,858,281	20,781,528
その他費用		104,755	104,755
営業費用合計		12,930,979	22,582,645
営業利益 (損失)		218,915,027	291,118,778
経常利益 (損失)		218,915,027	291,118,778
当期純利益 (純損失)		218,915,027	291,118,778
一部解約に伴う当期純利益 (純損失) 分配額		166,314,682	12,490,241
期首欠損金		12,810,967,789	27,937,419,276
欠損金減少額 (当期一部解約に伴う欠損 金減少額)		(10,288,539,939)	(6,500,869,086)
欠損金増加額 (当期追加信託に伴う欠損 金増加額)		25,029,761,717	18,939,830,725
分配金		-	-
期末欠損金		27,937,419,276	40,072,771,896

(3) 重要な会計方針

項 目	期 別 第 9 期 (自平成 1 6 年 3 月 1 6 日 至平成 1 7 年 3 月 1 5 日)	第 1 0 期 (自平成 1 7 年 3 月 1 6 日 至平成 1 8 年 3 月 1 5 日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)、証券取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値(平均値)値段 証券会社、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない) 価額情報会社の提供する価額</p> <p>なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等(償還日の前年応答日が到来したものを含む。)で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託業者が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日の清算値段(清算価格)又は証拠金算定基準値段としております。</p>	<p>(1) 国債証券 同左</p> <p>(2) 先物取引 同左</p>
2 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益、派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>	<p>有価証券売買等損益、派生商品取引等損益 同左</p>

．その他

1．委託会社の概況

資本金

平成18年4月末日現在 11億円

会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」(当時)に基づく免許取得
平成9年12月1日 社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年2月25日 大同生命保険相互会社(現:大同生命保険株式会社)の傘下に入る
平成11年4月1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年1月24日 投資顧問業者の登録
平成14年6月11日 投資一任契約に係る業務の認可
平成14年7月1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、「ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成18年8月28日 「T&Dアセットマネジメント株式会社」に商号変更予定
(株主総会における承認を前提)

大株主の状況

平成18年4月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋二丁目11番2号	503,800株	46.54%
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	386,000株	35.66%
株式会社大同マネジメントサービス	東京都中央区日本橋三丁目2番9号	153,000株	14.13%
ティ・アンド・ディ太陽大同リース株式会社	東京都港区浜松町一丁目9番10号	35,200株	3.25%

2．内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換についての手続、取扱場所等

受益証券は原則として無記名式ですが、無記名式の受益証券から記名式への変更または記名式の受益証券から無記名式への変更および受益証券の名義書換手続は、委託者の定める手続により行うことができます。なお、「自動継続投資コース」を選択した場合には、「自動継続投資契約」に基づいて投資者が取得した受益証券は大券をもって混蔵保管されるため、委託者は当該投資者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

名義書換手続は委託者にて行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託者に取り次ぎます。名義書換手数料は徴しません。

受益者名簿の閉鎖の時期

当ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間名義書換を停止し、受益者名簿を閉鎖します。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

無記名式受益証券の譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託者の定める手続による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益証券の再発行

- a . 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、委託者は、無記名式の受益証券を再交付します。
- b . 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は、記名式の受益証券を再交付します。
- c . 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、a . およびb . の規定を準用します。
- d . 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(注)

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

3 . ファンドの詳細情報の項目

下記詳細情報については有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報」または投資信託説明書（請求目論見書）に記載されております。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)附属明細表
- 2 ファンドの現況
純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託 日本債券ペア 約 款

運用の基本方針

約款第 20 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、有価証券を組入れつつ、債券先物取引を積極的に活用し、わが国の長期債市場全体の値動きの 5 倍程度反対の投資成果を目標として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の短期公社債を主要投資対象とします。
有価証券先物取引等を行なうことができます。

(2) 投資態度

主としてわが国の短期公社債に投資するとともに、わが国の国債証券先物取引（長期国債標準物）の売建額が、原則として信託財産の純資産総額の 5 倍程度になるように調整を行ないます。

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限りま

す。なお、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場において行なわれるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

(3) 投資制限

1. 株式への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。
2. 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
3. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
4. 有価証券先物取引等は、約款の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

(1) 分配対象額

利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額から諸経費を控除した額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額の水準・市況動向・残存信託期間等を勘案して決定します。

(3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については運用の基本方針にしたがって運用を行ないます。

追加型証券投資信託〔日本債券ペア〕約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、500億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成28年3月15日までとします。

(募集の方法)

第4条の2 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行いません。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については1万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益証券の発行)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の売却単位および売却価額)

第11条 委託者は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込に応じることができます。なお、この場合において、第42条第9項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、100万口単位もしくは100万以上1万口単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動継続投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

受益証券の売却価額は、次に定める日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

1. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間以前に受け付けた場合 ... 取得申込日

2. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受け付けた場合 ... 取得申込日の翌営業日

前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

前各項の規定にかかわらず、この信託が行なう債券先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取得申込の受付を中止することができます。

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会(半休日については、午前立会とします。以下本項において同じ。)が行なわれないときもしくは停止されたとき。

2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

第3項および第4項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の売却価額は、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益証券の種類)

第12条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の6種類とします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社(以下「保護預り会社」といいます。)が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。前項の規定による名義書換の手続は、第35条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第18条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(運用の指図範囲)

第19条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等を除きます。)に投資することを指図しません。

1. 転換社債の転換または新株予約権の行使により取得した株券ならびに新株引受権証書および新株予約権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券〔新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。〕
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第6号までの証券の性質を有するもの
8. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

なお、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の

発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの
とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 22 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100
分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図)

第 23 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オブ
ション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうこ
との指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下
同じ。)

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場にお
けるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

第 24 条 (削除)

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項
第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単
独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7
号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100
分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信託業務の委託)

第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業
務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を
業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。
受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充
分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

受託者は、前項のうち信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準
のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 投資信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されているこ
と
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合している
ことを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第 27 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることがで
きます。

(混蔵寄託)

第 28 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により
取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締
結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 29 条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第 30 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示およ
び記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 32 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にか
かる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 33 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 34 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出
があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配
当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれ
を立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定め
ます。

(信託の計算期間)

第 35 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 16 日から翌年 3 月 15 日までとします。ただし、初年度の計算期間は
平成 8 年 5 月 16 日から平成 9 年 3 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が
休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が
開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 36 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する総計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 37 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査報酬は、第 35 条に規定する計算期間を通じて毎日 274 円 (消費税等を除きます。) とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第 38 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 35 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 53 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 39 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益 (以下「配当等収益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配します。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額 (以下「売買益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第 40 条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金 (信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) については第 42 条第 2 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 42 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金についての支払いは、委託者において行います。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第 1 項の場合は収益分配金交付票に、第 2 項および第 3 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行ないます。

委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金 (受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。) をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。

前 2 項より、信託の一部解約が第 45 条第 2 項により行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

(受益証券の保護預り)

第 42 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券を受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしな

いことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券については、この限りではありません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 43 条 受益者が、収益分配金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第 44 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、100 万口単位もしくは 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については 1 口の整数倍)をもってその受益証券を買取ります。

受益証券の買取価額は、次に定める日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

1. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間以前に受け付けた場合 ... 当該請求日
2. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受け付けた場合 ... 当該請求日の翌営業日

前各項の規定にかかわらず、この信託が行なう債券先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、委託者との協議に基づいて受益証券の買取りの受付を中止することができます。

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会 (半休日については、午前立会とします。以下本項において同じ。) が行なわれないときもしくは停止されたとき。

2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益証券の買取りを中止することができます。

前 2 項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該証券の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第 2 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第 45 条 受益者 (前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。) は、自己の有する受益証券につき、委託者に 100 万口単位もしくは 1 万口単位 [委託者の自らの募集にかかる受益証券 (受益者が自己の有する受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券を除きます。) ならびに別に定める契約にかかる受益証券については 1 口の整数倍] をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、次に定める日の基準価額とします。

1. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間以前に受け付けた場合 ... 当該請求日
2. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受け付けた場合 ... 当該請求日の翌営業日

受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

前各項の規定にかかわらず、この信託が行なう債券先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会 (半休日については、午前立会とします。以下本項において同じ。) が行なわれないときもしくは停止されたとき。

2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前 2 項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させようとする場合には、あらかじめ、これを公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、

第 8 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(信託契約の解約)

第 46 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 48 条 委託者が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 49 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 51 条の 2 第 45 条第 8 項、第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 45 条第 10 項、第 46 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

(信託期間の延長)

第 52 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のう

え、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 53 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

- 付 則 -

第 1 条 変更後の第 11 条第 3 項の規定は、平成 9 年 3 月 27 日以降の取得申込受付日より適用します。

変更後の第 38 条第 3 項、第 39 条第 1 項および第 40 条第 1 項の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以降計上される信託報酬より適用します。

第 2 条 第 42 条第 5 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とします。

第 3 条 第 3 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求または買取りの請求を受益者がするときは、委託者(一部解約の実行の請求の場合に限ります。)または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金または買取りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取りの請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成8年5月16日

委託者 第一投信株式会社
(現 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社)

受託者 三菱信託銀行株式会社
(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容（予定）について記載しております。なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成 18 年 6 月 16 日現在の約款の内容)
<p>(当初の受益者) 第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)</u>の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、<u>委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</u> <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u> <u>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u> <u>委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振</u></p>	<p>(当初の受益者) 第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(受益証券の発行) 第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</p>

替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第42条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込に応じることができます。なお、この場合において、第42条第7項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、100万口単位もしくは100万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動継続投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

第1項および第2項の取得申込者は委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第42条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の売却単位および売却価額)

第11条 委託者は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込に応じることができます。なお、この場合において、第42条第9項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、100万口単位もしくは100万口以上1万口単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動継続投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

<新設>

数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項および第2項の場合の受益権の価額は、次に定める日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

1. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間以前に受け付けた場合 ... 取得申込日

2. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受け付けた場合 ... 取得申込日の翌営業日

前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

前各項の規定にかかわらず、この信託が行なう債券先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取得申込の受付を中止することができます。

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（半休日については、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれないときもしくは停止されたとき。

2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

第4項および第5項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第12条 <削除>

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があ

受益証券の売却価額は、次に定める日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

1. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間以前に受け付けた場合 ... 取得申込日

2. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受け付けた場合 ... 取得申込日の翌営業日

前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

前各項の規定にかかわらず、この信託が行なう債券先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取得申込の受付を中止することができます。

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（半休日については、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれないときもしくは停止されたとき。

2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

第3項および第4項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の売却価額は、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益証券の種類)

第12条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の6種類とします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社（以下「保護預り会社」といいます。）が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第35条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

<p>ると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p> <p>(受益権の譲渡の對抗要件)</p> <p>第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p>第15条 <削除></p> <p>第16条 <削除></p> <p>第17条 <削除></p> <p>第18条 <削除></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第41条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第42条第2項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第42条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第43条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に</p>	<p>(記名式の受益証券譲渡の對抗要件)</p> <p>第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p>(無記名式の受益証券の再交付)</p> <p>第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</p> <p>(記名式の受益証券の再交付)</p> <p>第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p> <p>(受益証券を毀損した場合等の再交付)</p> <p>第17条 受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。</p> <p>(受益証券の再交付の費用)</p> <p>第18条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第41条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第42条第2項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第42条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

において当該口数の減少の記載または記録が行われず。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第 45 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4 営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金についての支払いは、委託者において行います。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

< 削除 >

< 削除 >

第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。

前 2 項より、信託の一部解約が第 45 条第 2 項より行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 42 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 43 条 受益者が、収益分配金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金についての支払いは、委託者において行います。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第 1 項の場合は収益分配金交付票に、第 2 項および第 3 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行ないます。

委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金（受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。

前 2 項より、信託の一部解約が第 45 条第 2 項より行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

(受益証券の保護預り)

第 42 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券を受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券については、この限りではありません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 43 条 受益者が、収益分配金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第44条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、100万口単位もしくは1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍)をもってその受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、次に定める日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

1. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間以前に受け付けた場合 ... 当該請求日
2. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受け付けた場合 ... 当該請求日の翌営業日

前各項の規定にかかわらず、この信託が行なう債券先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、委託者との協議に基づいて受益権の買取りの受付を中止することができます。

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会(半休日については、午前立会とします。以下本項において同じ。)が行なわれないときもしくは停止されたとき。
2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することができます。

前2項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第45条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に100万口単位もしくは1万口単位[委託者の自らの募集にかかる受益権(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権を除きます。)ならびに別に定める契約にかかる受益権については1口の整数倍]をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、次に定める日の基準価額

(受益証券の買取り)

第44条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、100万口単位もしくは1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍)をもってその受益証券を買取ります。

受益証券の買取価額は、次に定める日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

1. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間以前に受け付けた場合 ... 当該請求日
2. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受け付けた場合 ... 当該請求日の翌営業日

前各項の規定にかかわらず、この信託が行なう債券先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、委託者との協議に基づいて受益証券の買取りの受付を中止することができます。

1. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会(半休日については、午前立会とします。以下本項において同じ。)が行なわれないときもしくは停止されたとき。
2. 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益証券の買取りを中止することができます。

前2項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第45条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に100万口単位もしくは1万口単位[委託者の自らの募集にかかる受益証券(受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券を除きます。)ならびに別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍]をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、次に定める日の基準価額

とします。

1. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間以前に受け付けた場合 ... 当該請求日
2. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受け付けた場合 ... 当該請求日の翌営業日

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

～ (省略)

前 2 項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

～ (省略)

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 45 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(反対者の買取請求権)

第 51 条の 2 第 45 条第 8 項、第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 45 条第 10 項、第 46 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する証券会社または登録金融機関の協議により決定するものとします。

(付 則)

第 1 条 (省略)

第 2 条 第 42 条第 5 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とします。

(添付信託約款付則第 3 条を削除し、以下の内容に置き換えます。)

第 3 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条(受益証券の種類)から第 18 条(受益証券の再交付の費用)第 42 条の 2 の規定および受益

とします。

1. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間以前に受け付けた場合 ... 当該請求日
2. 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受け付けた場合 ... 当該請求日の翌営業日

受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

～ (省略)

前 2 項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

～ (省略)

<新設>

(反対者の買取請求権)

第 51 条の 2 第 45 条第 8 項、第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 45 条第 10 項、第 46 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

(付 則)

第 1 条 (省略)

第 2 条 第 42 条第 5 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とします。

第 3 条 (添付信託約款付則第 3 条をご参照ください。)

権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

ファンドに関する用語	
用語	解説
委託者 ・ 受託者 ・ 受益者	委託者は投信会社のことであり、主な業務は、ファンドを設定し、その投資信託財産の運用指図・目論見書や運用報告書の作成、基準価額の計算を行います。受託者は受託銀行のことであり、主な業務は、投資信託財産の保管・管理を行います。投資信託財産は受託銀行自身の固有財産と分別して管理されています。受益者は受益権を有する投資家のことであり、受益権には収益分配金請求権・償還金請求権・解約請求権などがあります。 (本用語集においては、「お客様」と記載いたします。)
一部解約	ファンドを途中換金する場合、お客様が販売会社を通じて投信会社に対し解約を請求する方法です。
運用報告書	投資信託法に基づく、お客様へファンドの運用内容を報告するための書類です。投信会社が作成し、販売会社より、原則、決算期末毎にお客様に交付されます。該当期間の運用状況、今後の運用方針、運用実績等について記載されています。
EDINET	Electronic Disclosure Investors' NETwork の略です。お客様は EDINET を利用して、インターネットを通じて、有価証券取引法で開示が定められているファンドの有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書等を閲覧できます。
監査報酬	投資信託財産の財務諸表については、監査が義務づけられています。このファンド監査に必要な費用であり、その費用はファンドから支払われます。
基準価額 ・ 解約価額	基準価額とは純資産総額を受益権総口数で割った「1口当たりの純資産額」です。解約価額とは解約時の税引前の価額で、信託財産留保額の定めがある場合、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。
クローズド期間	効果的で計画的な運用を行うため、一定期間(または償還まで)原則として解約できない期間を設けているファンドがあります。この解約できない期間をクローズド期間といいます。
個別元本	お客様が、実際に購入したときの元本のことであり、お客様によってその額は異なります。同一のファンドを複数回購入した場合には、取得の都度、元本の変更(移動平均による再計算)をします。ただし、同一ファンドであっても、複数の販売会社で購入し取得価額の通算が実務的に困難な場合には、各々別個に個別元本を把握します。
自動継続投資コース (一般コース)	分配型投資信託で、税引き後の分配金を無手数料で自動的に全額再投資するコースです。 一方、分配金をその都度受け取るコースを一般コースといいます。
受益証券	ファンドの利益を受ける権利(受益権)を形にしたもので、証券取引法上の有価証券です。原則として、無記名式ですが、記名式にすることもできます。 平成19年1月4日より投資信託振替制度に移行され、原則として、受益証券は発行されません。
純資産総額	ファンドに組み入れた有価証券の時価等の資産総額から、運用にかかる未払費用等の負債総額を差し引いたものです。
償還 ・ 償還乗換え	ファンドの信託期間が終了し、投資信託財産を清算してお客様に金銭を返還することです。この償還された金銭(償還金)で、他のファンドを購入することを償還乗換えといいます。償還乗換えを利用すると、販売手数料が優遇される場合があります。
信託財産留保額	信託期間の途中で解約をする場合等に、基準価額から控除され投資信託財産中に留保される一定の金額のことです。
信託期間	ファンドが設定されてから償還されるまでの期間のことです。その期限に達するとファンドの運用が終了し、お客様が保有する口数に応じて投資信託財産が配分されます。

用語	解説
信託報酬	<p>ファンドの運用・管理業務の対価として、お客様が投資信託財産から間接的に支払う経費のことです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投信会社のファンド運用に対する報酬 2. 受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬 3. 販売会社の収益分配金や償還金の支払等の代行業務に対する報酬 <p>などが、含まれます。</p> <p>信託報酬の配分比率はファンドの商品性格や、運用の難易度などにより異なり、配分比率は目論見書や運用報告書の費用の項目に記載されることになっていきます。また、ファンドによっては実績報酬制を採用しているものもあります。実績報酬制とは、運用成果に応じて基本報酬に実績報酬を増減する制度です。</p>
追加型 ・ 単位型	<p>追加型投資信託は、ファンド設定後も購入ができるファンドです。</p> <p>単位型投資信託は、ファンド設定時に集められた資金をもとに運用を行い、追加で購入することができないファンドです。</p>
ファミリー ファンド方式 ・ マザーファンド ベビーファンド	<p>個々のお客様が購入するファンド（ベビーファンド）の資金を、一括して特定のファンド（マザーファンド）へ投資し、株式や債券などによる実質的な運用はマザーファンドで行う方式です。</p> <p>これによって各ベビーファンドは、その資金の規模にかかわらず同一の運用を行うことが可能となるなど、運用・管理面での効率化が図れます。</p>
(収益)分配金	<p>運用によって得られた収益等から信託報酬等の経費を控除し、投信会社が基準価額水準や市況などを勘案して決定する分配金のことです。</p> <p>分配金をお支払いした時は、個別元本と分配金支払い後の基準価額とを比較して、利益が生じている場合はその額は「普通分配金」（課税扱い）となり、元本の払戻しに相当する部分は「特別分配金」（非課税）となります。</p>
申込手数料	<p>投資信託を購入される際にお客様が販売会社に支払う手数料です。</p>
目論見書、投資 信託説明書（交 付または請求 目論見書）	<p>証券取引法に基づく、ファンドの商品説明のための書類で、商品概要、運用方針、リスク、費用等、お客様にとって重要な事項が記載されています。投信会社が作成し、お客様がファンドの購入を申込み際には、販売会社よりあらかじめ、または同時にお渡しします。「目論見書」は法令上の用語ですが、投資信託協会が定めるガイドラインにより、「投資信託説明書」の別称を使用することができるものとされています。平成16年12月1日施行の改正証券取引法においては、販売会社より必ず交付しなければならない「投資信託説明書（交付目論見書）」と、約定までにお客様から請求があれば交付しなければならない「投資信託説明書（請求目論見書）」に分かれましたが、上記ガイドラインにより、両者を一体として作成、お渡しすることもできるものとされています。</p>
有価証券 届出書	<p>投資信託の募集を行う場合、他の有価証券の募集の場合と同様に、証券取引法の定めにより、予め（関東）財務局長に提出しなければならない書類のことです。原則として、有価証券届出書に記載されていない事項は目論見書には記載できません。</p>
有価証券 報告書	<p>ファンドの決算日（計算期間が半年未満の場合には半年毎）から3ヵ月以内に、証券取引法の定めにより、（関東）財務局長に提出しなければならないファンドの決算書のことです。</p>

運用に関する用語	
用語	解説
アキュム ・ アモチ	債券の取得価額と償還価額の差額を、償還までの残存日数で日割り按分して、その金額を日々計上していく会計処理方法です。(償却原価法ということもあります) 投資信託協会のルールでは「償還までの残存期間が1年未満の債券」及びMMFにおいては「満期まで保有することを目的」として組み入れた場合には上記の方法により債券価格を評価できます。 (アキュムはアキュムレーション、アモチはアモチゼーションの略称です。)
アクティブ運用 ・ パッシブ運用	市場リターン(日経 225 や TOPIX などの騰落率)を上回ることを目的として、行う運用です。 これに対して、インデックスファンドのように運用成果が市場リターンと連動することを目的とした運用を、パッシブ運用といいます。
アセット・アロケーション	資産(アセット)の配分割合(アロケーション)を決定することです。お客様の投資資金を株式や債券などの資産にどのように配分するかを決定することで、最適な資産配分によりポートフォリオのリスク低減を図ります。
格付	格付は、債券などの元金・金利の支払についての確実性(安全性)の度合いを民間の格付機関が発行体の経営内容や財務内容をもとに評価したものです。
デュレーション	金利の変化に対する債券価格の感応度をあらわす数値です。この数値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率は大きくなります。 債券運用においては将来の金利変動を予測し、その予測に基づいてデュレーションを調整することがあります。
ヘッジ	ある資産の価格変動リスクを派生商品などを活用して低減させる投資方法です。例えば、現物取引(買いポジション)に対して先物取引などで反対のポジション(売りポジション)を組むことで将来の価格下落を低減させることができます。
ベンチマーク ・ トラッキング ・エラー	運用の目標となる市場指標のことです。例えば国内株式投信の場合は、TOPIXや日経 225 などがベンチマークとなります。 ファンドの運用成績は様々な要因でベンチマークと乖離しますが、この乖離の度合いをトラッキングエラーと呼び、インデックスファンドの場合はトラッキングエラーが小さいほど、当初の運用目的に適ったファンドであると言えます。
ポートフォリオ	ファンドに組入れている有価証券全体を指します。 もともとは「紙バサミ」のことですが、有価証券を紙バサミで保管していたことからきています。
マクロ ・ セミマクロ	マクロとは本来ある一つのシステム全体を分析・把握し、説明することを指し、マクロ経済とはある国の一定期間における経済全体の行動を分析することです。それに対してミクロは、ある一つのシステムを構成する最少単位である特定の部門を分析・把握し、説明することを指し、ミクロ経済とは家計や企業の個々の行動を分析することです。 またセミマクロとはそれぞれの間位置し、経済を個々の産業レベルから分析・把握し説明することです。
ユニバース	ユニバースは英語の universe = 宇宙の意味ですが、ファンドが投資対象とする銘柄群全体をユニバースと呼んでいます。実際に投資する銘柄は、ユニバースの中から選定します。

日本債券ベア

投資信託説明書
(請求目論見書)

2006.06

T & D アセットマネジメント株式会社

1. 本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家がファンドを取得する時までに投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「日本債券ペア」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成18年6月16日にその効力が生じております。

発行者名： ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名： 代表取締役社長 桂 幹洋

本店の所在の場所： 東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称： 日本債券ペア

募集内国投資信託受益証券の金額： 継続募集額
500億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所： 該当事項はありません。

投資リスク

「日本債券ペア」は、公社債および国債証券先物取引を投資対象としており、組み入れた公社債の値動き、公社債の発行者の信用状況の変化等、さらに国債証券先物取引を積極的に活用することにより基準価額が大きく上下します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

投資信託説明書（請求目論見書） 目 次

	頁
第1 ファンドの沿革.....	1
第2 手 続 等.....	1
1. 申込（販売）手続等.....	1
2. 換金（解約）手続等.....	2
第3 管 理 及 び 運 営.....	4
1. 資 産 管 理 等 の 概 要.....	4
(1) 資 産 の 評 価.....	4
(2) 保 管.....	4
(3) 信 託 期 間.....	4
(4) 計 算 期 間.....	4
(5) そ の 他.....	5
2. 受 益 者 の 権 利 等.....	8
第4 ファンドの経理状況.....	9
1. 財 務 諸 表.....	12
(1) 貸 借 対 照 表.....	12
(2) 損益及び剰余金計算書.....	13
(3) 附 属 明 細 表.....	18
2. ファンドの現況.....	19
純 資 産 額 計 算 書.....	19
第5 設定及び解約の実績.....	19

第1【ファンドの沿革】

平成 8年5月16日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ取得の申込を行うものとします。取得申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付ます。

申込にあたって、販売会社がそれぞれ定める締切時間までに受付けた場合の買付価額は申込当日の基準価額とし、当該締切時間を過ぎた場合の買付価額は翌営業日の基準価額となります。また、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引後、無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社（申込取扱場所）によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約（ ）」を締結していただきます。

（ ）これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益証券のお買付価額（発行価格）は、取得申込日の受付時間により次の(1)、(2)の取扱いとなります。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

- (1)販売会社が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間以前に受付けた場合は、取得申込日の基準価額が発行価格となります。
- (2)販売会社が取得申込をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受付けた場合は、取得申込日の翌営業日の基準価額が発行価格となります。

取得申込者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を保護預りとすることができます。無記名式の受益証券は、それを保有している方が受益者となりますので、盗難や紛失などの事故を防ぐため、保護預りのご利用をお勧めいたします。なお、「自動継続投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。したがって、保護預りの形態はなくなります。

申込手数料につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）「 ．申込手続等の概要 1 ．お買付時（4）申込手数料」における記載をご参照ください。

取得申込者は、申込代金（申込金額に申込手数料（税込）を加算した額）を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。

当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のお買付の申込に制限を設ける場合があります。この場合の取扱い等につきましては、販売会社にご確認ください。

当ファンドが行う債券先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の(1)、(2)に該当する場合は、販売会社は、取得申込の受付けを中止することができます。

- (1)当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（半休日については、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行われなるときもしくは停止されたとき。
- (2)当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよびすでに受付た取得の申込の受付を取消すことがあります。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託者の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者（販売会社を含みます。以下この項において同じ。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に100万口単位もしくは1万口単位〔委託者の自らの募集にかかる受益証券（受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付た受益証券を除きます。）ならびに別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍〕をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求は、販売会社がそれぞれ別に定める締切時間までの受付けと当該締切時間を過ぎた場合の受付けにより次のようになります。また、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

委託者は、一部解約の実行の請求を受付た場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、次に定める日（以下「解約請求受付日」といいます。）の基準価額とします。なお、販売会社により、締切時間が異なる場合があります。

- 1)販売会社が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間以前に受付けた場合
... 当該請求日
- 2)販売会社が受益者の請求をそれぞれ別に定める締切時間を過ぎて受付けた場合
... 当該請求日の翌営業日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

一部解約の1口当たりの受取金額は、解約価額から源泉徴収税額を差し引いた金額となります。

当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。この場合の取扱い等につきましては、販売会社にご確認ください。

当ファンドが行う債券先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の(1)、(2)に該当する場合は、販売会社は、解約請求の受け付けを中止することができます。

- 1) 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会（半休日については、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行われないうちもしくは停止されたとき。
- 2) 当該先物取引にかかる証券取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた請求の受け付けを取消することができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

解約価額（基準価額）のお問い合わせにつきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

純資産総額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は下記のとおりです。

- ・わが国の短期公社債

原則として証券取引所における計算日の最終相場で評価します。証券取引所に上場されていないものについては価額情報会社の提供する価額等で評価しております。

- ・有価証券先物取引等の権利

原則として当該取引所の発表する計算日の清算値段（清算価格）又は証拠金算定基準値段で評価しております。

基準価額は委託者の営業日において日々算出され、委託者または販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額（1万口当たり）は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に〔T&Dアセット〕の「債券ペア」の略号にて掲載されます。委託者へのお問い合わせにつきましては、下記にお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（証券取引所の半日立会日は午前9時～正午））

インターネットホームページ

<http://www.tdasset.co.jp/>

(2)【保管】

取得申込者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を保護預りとしてすることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。無記名式の受益証券は、それを保有している方が受益者となりますので、盗難や紛失などの事故を防ぐため、保護預りのご利用をお勧めいたします。なお、「自動継続投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成28年3月15日までですが、後述の「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は原則として毎年3月16日から翌年3月15日までとします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

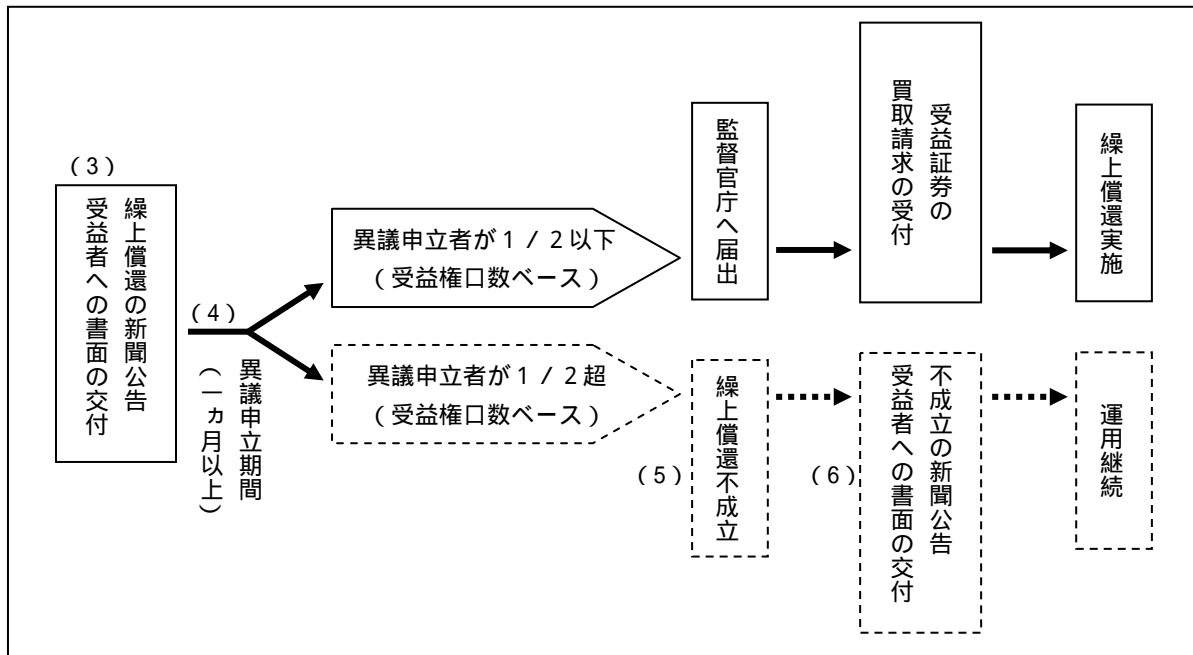
(5) 【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - (2) 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - (3) 委託者は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告(日本経済新聞に掲載します。以下同じ。)し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、(1)、(2)の投資信託契約の解約をしません。
 - (6) 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (7) (4)から(6)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託者が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、当ファンドは、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「投資信託約款の変更(4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。
- d. 受託者が辞任する場合、委託者は、後述の「投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

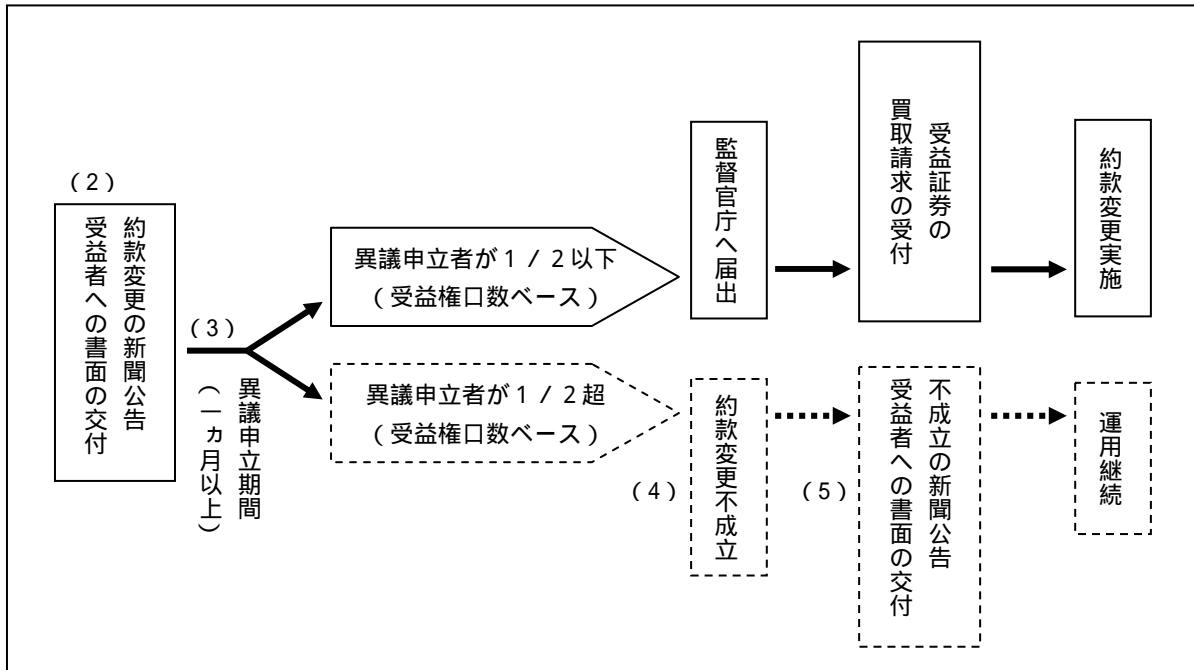
[繰上償還を行う場合の手続きの流れ]



投資信託約款の変更

- (1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託者は、(1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (3) (2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (4) (3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)の投資信託約款の変更をしません。
- (5) 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。
- (7) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前述の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(2)の書面の交付を原則として行いません。

[投資信託約款の重大な変更を行う場合の手続きの流れ]



関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

- (1) 委託者が販売会社と締結している「証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、契約満了日の3ヵ月前までに委託者および販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。
- (2) (1)の契約または投資信託約款を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

委託者は「証券取引法」の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を提出します。また、「投資信託財産の計算に関する規則」の規定に基づき計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、その所有する受益証券の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目（予定）から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

上記に関わらず「自動継続投資コース」を選択した受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。また、委託者が販売会社である場合には、委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（注）当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目（予定）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

一部解約（換金）請求権

受益者は、受益証券の一部解約を販売会社を通じて委託者に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

反対者の買取請求権

前述の「1 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する投資信託契約の解約または前述の「1 資産管理等の概要（5）その他 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託者に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間（平成16年3月16日から平成17年3月15日まで）および第10期計算期間（平成17年3月16日から平成18年3月15日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

それらの監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。


独立監査人の監査報告書


平成 17 年 5 月 11 日

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 湯本 堅司 

代表社員
関与社員 公認会計士 原科 立郎 

代表社員
関与社員 公認会計士 英 公一 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本債券ベア」の平成 16 年 3 月 16 日から平成 17 年 3 月 15 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本債券ベア」の平成 17 年 3 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 10 日

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 湯本 堅司 

代表社員
業務執行社員

公認会計士 原 科 立 郎 

代表社員
業務執行社員

公認会計士 英 久 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本債券ベア」の平成17年3月16日から平成18年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本債券ベア」の平成18年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

日本債券ヘア

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

科 目	期 別	第 9 期 (平成17年3月15日現在)	第 10 期 (平成18年3月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,614,933,123	2,109,845,227
国債証券		1,900,354,350	2,999,820,200
派生商品評価勘定		-	236,235,200
未収利息		116,365	-
差入委託証拠金		-	132,480,000
流動資産合計		3,515,403,838	5,478,380,627
資産合計		3,515,403,838	5,478,380,627
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		27,796,900	126,300
前受金		16,450,000	160,040,000
未払金		616,300	-
未払解約金		111,700	101,345,281
未払受託者報酬		554,152	939,543
未払委託者報酬		6,788,797	11,509,967
その他未払費用		51,947	51,947
流動負債合計		52,369,796	274,013,038
負債合計		52,369,796	274,013,038
純資産の部			
元本			
元本		31,400,453,318	45,277,139,485
剰余金			
期末欠損金		27,937,419,276	40,072,771,896
(分配準備積立金)		(576,324)	(896,523)
純資産合計		3,463,034,042	5,204,367,589
負債・純資産合計		3,515,403,838	5,478,380,627

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

科 目	期 別	第 9 期 (自 平成 1 6 年 3 月 1 6 日 至 平成 1 7 年 3 月 1 5 日)	第 1 0 期 (自 平成 1 7 年 3 月 1 6 日 至 平成 1 8 年 3 月 1 5 日)
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		648,879	453,609
有価証券売買等損益		458,977	359,786
派生商品取引等損益		206,173,950	313,607,600
営業収益合計		205,984,048	313,701,423
営業費用			
受託者報酬		967,943	1,696,362
委託者報酬		11,858,281	20,781,528
その他費用		104,755	104,755
営業費用合計		12,930,979	22,582,645
営業利益 (損失)		218,915,027	291,118,778
経常利益 (損失)		218,915,027	291,118,778
当期純利益 (純損失)		218,915,027	291,118,778
一部解約に伴う当期純利益 (純損失) 分配額		166,314,682	12,490,241
期首欠損金		12,810,967,789	27,937,419,276
欠損金減少額 (当期一部解約に伴う欠損 金減少額)		(10,288,539,939)	(6,500,869,086)
欠損金増加額 (当期追加信託に伴う欠損 金増加額)		25,029,761,717	18,939,830,725
分配金		-	-
期末欠損金		27,937,419,276	40,072,771,896

重要な会計方針

期 別 項 目	第9期 (自平成16年3月16日 至平成17年3月15日)	第10期 (自平成17年3月16日 至平成18年3月15日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)、証券取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>日本証券業協会発表の公社債店頭 売買参考統計値(平均値)値段 証券会社、銀行等の提示する価額 (ただし、売気配相場は使用しない) 価額情報会社の提供する価額</p> <p>なお、買付にかかる約定日から1 年以内で償還を迎える公社債等(償 還日の前年応答日が到来したものを 含む。)で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託業者が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日の清算値段(清算価格)又は証拠金算定基準値段としております。</p>	<p>(1) 国債証券 同左</p> <p>(2) 先物取引 同左</p>
2 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益、派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>	<p>有価証券売買等損益、派生商品取引等損益 同左</p>

(デリバティブ取引関係)

第9期(自平成16年3月16日 至平成17年3月15日)

取引の状況に関する事項

第9期 (自平成16年3月16日 至平成17年3月15日)	
1 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、先物関連では債券先物であります。
2 取引に対する取組方法	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする有価証券を組入れつつ、債券先物取引を積極的に活用し、わが国の長期債市場全体の値動きの5倍程度反対の投資成果を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3 取引の利用目的	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、わが国の短期公社債に投資するとともに、わが国の債券先物取引の売建額が、原則として信託財産の純資産総額の5倍程度になるように調整を図る目的で利用しております。
4 取引に係るリスクの内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクがあります。
5 取引に係るリスクの管理体制	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。
6 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項
債券関連

(単位:円)

区 分	種 類	第9期 (平成17年3月15日現在)			
		契 約 額 等	う ち 1 年 超	時 価	評 価 損 益
市場取引	先物取引 売 建 債券先物取引	17,348,000,000	-	17,375,400,000	27,796,900
合 計		17,348,000,000	-	17,375,400,000	27,796,900

(注) 1 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、東京証券取引所における計算期間末日の清算値段又は証拠金算定基準値段で評価しております。

2 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

第10期(自平成17年3月16日 至平成18年3月15日)

取引の状況に関する事項

第10期 (自平成17年3月16日 至平成18年3月15日)	
1	取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、先物関連では債券先物であります。
2	取引に対する取組方法 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする有価証券を組入れつつ、債券先物取引を積極的に活用し、わが国の長期債市場全体の値動きの5倍程度反対の投資成果を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3	取引の利用目的 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、わが国の短期公社債に投資するとともに、わが国の債券先物取引の売建額が、原則として信託財産の純資産総額の5倍程度になるように調整を図る目的で利用しております。
4	取引に係るリスクの内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクがあります。
5	取引に係るリスクの管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。
6	取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項
債券関連

(単位:円)

区 分	種 類	第10期 (平成18年3月15日現在)			
		契 約 額 等	うち1年超	時 価	評 価 損 益
市場取引	先物取引 売 建 債券先物取引	26,193,920,000	-	25,957,200,000	236,108,900
合 計		26,193,920,000	-	25,957,200,000	236,108,900

(注) 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、東京証券取引所における計算期間末日の清算値段又は証拠金算定基準値段で評価しております。

(1口当たり情報)

項 目	期 別	第9期 (平成17年3月15日現在)	第10期 (平成18年3月15日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)		0.1103 円 (1,103 円)	0.1149 円 (1,149 円)

(3) 【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(平成18年3月15日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
国債証券	368 政府短期証券	500,000,000	499,998,700	
	375 政府短期証券	2,500,000,000	2,499,821,500	
	合計	3,000,000,000	2,999,820,200	

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項(デリバティブ取引関係)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成18年4月28日
資産総額	37,384,151,017 円
負債総額	31,276,563,320 円
純資産総額 (-)	6,107,587,697 円
発行済数量	50,983,354,667 口
1 単位当たり純資産額 (/)	0.1198 円

第5 【設定及び解約の実績】

各計算期間の設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (平成8年5月16日 ~ 平成9年3月15日)	476,500	130,600
第2期 計算期間 (平成9年3月16日 ~ 平成10年3月15日)	203,700	182,800
第3期 計算期間 (平成10年3月16日 ~ 平成11年3月15日)	157,800	65,800
第4期 計算期間 (平成11年3月16日 ~ 平成12年3月15日)	238,100	483,000
第5期 計算期間 (平成12年3月16日 ~ 平成13年3月15日)	41,000	73,500
第6期 計算期間 (平成13年3月16日 ~ 平成14年3月15日)	362,500	61,200
第7期 計算期間 (平成14年3月16日 ~ 平成15年3月17日)	1,464,337,512	1,681,742,253
第8期 計算期間 (平成15年3月18日 ~ 平成16年3月15日)	11,406,593,423	1,397,862,468
第9期 計算期間 (平成16年3月16日 ~ 平成17年3月15日)	28,540,269,564	11,758,142,460
第10期 計算期間 (平成17年3月16日 ~ 平成18年3月15日)	21,167,475,690	7,290,789,523

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

3 平成14年7月15日付で、受益権1口を1万口に分割しております。なお、第7期計算期間中の設定口数および解約口数につきましては、受益権の分割が期首に行われたものとして計算しております。

